

一般社団法人御坊青年会議所
新型コロナウイルス感染防止対策

1 会議、例会、事業への出席について

御坊青年会議所メンバー（以下関係者）は、会議、例会、事業（以下事業）への参加において、下記の事項に該当する場合には、参加を辞退する。

- ①体調が優れない場合（例：平熱＋1℃以上または37.5℃以上の発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚、嗅覚異常等の症状がある場合）
- ②同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいる場合
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

2 事業開催時の受付について

事業開催時の受付では下記の対策を講じる。

- ①余裕のある受付時間（約30分前）を設定する。
- ②参加者が距離をとって並べるように目印等の設置を行う。
- ③受付での検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合は、当人には、参加をお控えいただくとともにヒアリングを行い、当日同行された方、会食をとられた方等も参加をお控えいただく。
- ④パンフレット、チラシ、アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。
- ⑤対内事業（現役メンバー）の受付は原則、各自で行うこととし、検温並びに出席者名簿への記入の前後はアルコール消毒の処置を行う。
- ⑥対外事業（OB会員含む）の受付は原則、換気の良い場所で行うこととし、検温やアルコール等の消毒の措置を行う。また、受付の際に混雑が想定される場合は、参加者の時間差での受付、開場時間の前倒し等の工夫を行う。

3 事業開催のアルコール等の消毒について

事業を開催する会場や施設、備品（椅子、机、マイク、ドアノブ等）に、事業開催前並びに開催中（適宜）にアルコール等の消毒を行う。

4 マスクの着用について

関係者並びに参加者の人数に関わらず、事業開催中は原則として常時マスクの着用を義務づける。

5 アルコール等の手指消毒液の配置について

事業の開催場所にはアルコール等の手指消毒液を配置し、関係者並びに参加者は事業

の開始前、終了時に手指の消毒を行う。また、開催中も適宜手指の消毒を行う。

6 事業を開催する際の手指衛生並びにトイレについて

事業を開催する際は事前に開催会場または施設が、下記の対策を講じているかを確認の上、対策が不十分な場合は、担当室（委員会）にて対策を講じる。

- ①手洗い場にはポンプ式石鹸を用意する。
- ②適切な手指衛生にかかる掲示を行う。
- ③トイレの蓋を閉めて水を流すよう掲示を行う。
- ④手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを用意する。または、参加者にハンカチ等の持参を求める（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しない）
- ⑤手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。
- ⑥トイレ内の、不特定多数の者の手が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめにアルコール等で消毒を行う。

7 換気について

屋内で開催する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、会場の管理者の指導の下、十分な換気を行う。具体的には、換気設備を適切に運転すること、定期的に二方向の複数の窓を開け、外気を取り入れる等の方法で換気を行う。

8 身体的距離の確保について

事業の開催にあたって、参加者及び関係者が身体的距離（できるだけ2 m（最低1 m）の距離。以下特段の言及がない場合これを適用する。）を確保し、密集を回避する方策や密な状況を発生させないようにする。また、距離の確保が困難な場合、パーティション、フェイスシールド等の距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じる。

その他、下記の対策を講じる。

（参加者の身体的距離の確保）

- ①参加者の人数制限は、事業の開催地の都道府県知事の示す基準に従う。
- ②屋外で事業を開催する場合、会場を囲う等の対策により、入場口を限定し、入場者数を管理する。
- ③座席の最前列席はステージ前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策に努める。（前後左右を空けた席配置、または距離を置くことと同等の効果を有する措置等）
- ④登壇者が、登壇中も身体的距離を確保できるよう、立ち位置等を工夫する。
- ⑤関係者間で、身体的距離が確保できるよう、役割を兼任とする等の工夫を行うことにより、関係者の人数を必要最小限に限定する。また、関係者の人数を最小限にすべく、ワークフローの最適化を試みる。

⑥設営・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。

9 事業（例会、会議等）について

効率よく事業（例会、会議等）を進行するために下記の対策を講じる。

①理事会に上程する議案書において、前回までの流れにスタッフ会議での意見と対応を記載する。

②理事会において、出席者名簿で定足数を確認することで出席者確認を割愛する。
（オブザーバー出席者確認を除く）

③理事会にて議案を上程するにあたっては、全てを読み上げるのではなく、事前配信されていることを鑑み、議案の要旨を概括的に説明する。

④例会並びに総会のセレモニーの際は、担当者には一斉に登壇していただく。（登壇中も身体的距離を確保できる場合）

⑤例会並びに総会の3分間スピーチは、割愛もしくは1名のみとする。

10 休憩中等について

休憩中も大声での会話や密な環境での会話がないように周知徹底をするとともに、休憩スペース（待機スペース、招集場所、控室等）においても、身体的距離の確保に努める。また、余裕を持った休憩時間を設定し、休憩スペース等やトイレ等の混雑の緩和に努める。

11 周知・広報について

事業開催の際は、参加者に対し、以下について周知・広報を行う。

①咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底

②身体的距離を確保するよう努めることの徹底

③有症状者等は参加しないよう要請する。

④大声での会話や応援等は控えるよう促す。

12 飲食について

事業（例会、会議）においては、原則飲食はしないこととする。

（健康管理の観点からの水分補給は除く。ただし、蓋つきの飲料を用いる）

対外事業等において飲食の機会を提供する際は下記の対策を講じる。下記の対策を講じることができない場合は飲食物の提供を禁止する。

①飲食物に触れる前に、マスクの着用、手洗いやアルコール等の手指消毒を行う。

②回し飲みや回し食べ等、食器等の共有は行わない。

③飲食物の提供の際は、関係者（提供者）と参加者の間を、透明ビニールカーテンやビニールシート等により遮蔽する。同じトング等で大皿から取り分ける方法を避け、一

人分を小皿に取り分けたものを提供する等の工夫を行う。

- ④食事の際は、身体的距離を確保するよう努める。距離を確保することができない場所での食事は、時間をずらして複数組に分割する、パーテーションを設置する等の形態で提供を行う。また、真正面の配置は避ける。
- ⑤参加者（購入者）が身体的距離を確保して列に並ぶよう求める。
- ⑥食事時の会話は控えるよう参加者に促す。

13 清掃・ゴミの廃棄

鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて口を縛り、密閉する。清掃やゴミを回収する関係者は、マスクや手袋（ビニール手袋）の着用をする。作業を終えた後は、必ず手洗いやアルコール等の消毒を行う。

14 その他

専門性または特異性を有する事業を開催する場合は、各団体が制定するガイドラインを考慮した各種対策を講じる。

附則

本感染防止対策の内容は、今後の対処方針の変更の他、感染拡大の動向や専門家の知見も踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。